

【概要版】

第2回笠岡市まちづくり協議会見直し検討委員会

1. 開催日 令和3年8月11日（水）13：30～15：30
2. 開催場所 笠岡市市民活動支援センター2階第1会議室
3. 内容

1) 第1回検討委員会のまとめについて

第1回検討委員会開催内容の確認を行いました。

2) まちづくり協議会ヒアリング結果について

各まちづくり協議会に事務局職員が出向いて実施したヒアリング結果をまとめました。まちづくり協議会の必要性、抱えている課題、また地域が解決したいと考えている課題、見直しに望むこと等を報告しました。（【まちづくり協議会ヒアリング結果概要】参照）

3) 笠岡市協働のまちづくりの手引きについて

上記ヒアリングからも明らかになったまちづくりを進めていくに当たっての課題への対応策を具体的に記載し、まちづくり協議会が地域の調整役となって地域の課題解決や魅力向上を目指す取組を実践できる環境づくりを進めていきたいと考えています。

【委員からの意見】

今委員会で各委員から出た意見の概要を以下のとおりに整理しました。

■まちづくりの抱える課題

- ・担い手不足，人材育成
- ・公民館，更生保護，栄養委員，PTA，自主防災会や民生委員，行政協力委員など地域に存在する既存組織の活用
- ・若い世代の参画を図り後継者を育成する

■「協働のまちづくりの手引き」に記載すべきこと

- ・地域の多様な団体をつなぐというまちづくり協議会の重要性
- ・10年間のまちづくり協議会の活動から見えてきた課題
- ・まちづくり協議会の周知及び理解の不足
- ・地域の合意から策定されたまちづくり計画にもとづいた活動に対する行政各部署を横断した支援体制の構築
- ・まちづくり協議会組織についてモデルとなる組織図の例示
- ・行政がまちづくり協議会の活動の情報発信をすることでまちづくり協議会の周知と理解を深め，活動への参画を促進する
- ・まちづくり計画と行政の各種計画との整合性を図る
- ・まちづくり計画に対する市の支援方針の明確化
- ・「市民活動支援センター」をまちづくり協議会が活用しやすい名称へ変更
- ・財政支援であるまちづくり交付金として，運営交付金は地域で決断できる裁量を増やし，活動交付金は様々な主体が協働で取り組むときは加算をする。

- ・まちづくり計画を尊重した庁内横断会議の設置

■まちづくり協議会全般について

- ・まちづくり協議会の活動が本当にその地域にあった活動になっているか、第三者から見た「今後のまち協はこうあるべき、あなたの地域の良いところはこんなことで、惜しいところはこんなところ。こうしたらこんなことができる」など参考になる意見をもらいたい。
- ・24地区まちづくり協議会の皆さん方が、本当に自分の地区で活動がしやすくなるようになってほしい。できてないところに力を入れて、どうやったらいいようにいくのかを見つめ直すのがこの機会だと思う。全地区がいろんな形で協力し合えるまちづくり協議会になるとよい。
- ・行政からの、まちづくり協議会はこういう形でやってくださいという指導が必要だと思う。
- ・新旧役員の引き継ぎがスムーズにいくような形になっていけば、後継も出てくるのではないかな。
- ・自主防災に関しても思うが、市が組織を作っても、ある程度のマニュアルのような具体的なものがないと、できないくらいの地区もあるのではと思う。
- ・参加する人がころよく、やって良かった、あつて良かったまちづくりと思ってもらえないと、次の参加に繋がらない。人口も減り、お金、財政も苦しくなってくる中、自分たちの地域は自分たちでできることはしていけないといけないと思うので、少しでも理解をしていただいて、協力してもらえようなまちづくりができていたらいいなと思う。
- ・まちづくり協議会の事務は非常に多いので少しでも事務量が減るように考えてもらいたい。

4) 笠岡市まちづくり協議会条例素案について

この条例は、地域において多様な主体が協働して「まちづくり」をすすめていくための基本的な事項を定めるものです。自治基本条例に基づきながら多様な主体が協働してまちづくりに取り組み次世代に引き継いでいける豊かで活力ある地域社会の創造を目指します。

【委員からの意見】

■第2条について

- ・人口が著しく減少しているところ、そもそも人が居ないところで、「市民」というものに定義するのはどうなのか。居住している人を当然まちづくり協議会は基本ベースにしていると思うが、居住している人が少ない場合、住民以外、交流人口が島の役員に入るといったことがありえるのであれば、そういうことが読み取れる方がいいのではないかな。「市内に居住し、又は市内で働き、学び、もしくは活動する個人、法人、その他の団体」という部分で、そういうことが読み取れると理解すればいいかな。むしろ積極的にそういうことを書くというやり方もあるのではないかな。条例に入れる

のがいいのか、計画に入れるのがいいのか検討の必要があると思う。

(事務局)

- ・第2条(定義)において「市民等」を定義していますが、第10条(まちづくり協議会の構成員)における記載から、居住する住民以外のまちづくり協議会への参加と読み取っていただければと考えております。分かりにくいところがあれば補填してまいります。

■第8条について

- ・まちづくり協議会がその地域に一つとは書いていないが、例えば、1つの地区に2つ協議会が存在することがあり得るのか。区域と構成員が指定されているのみなので、まちづくり協議会の定義に、まちづくり協議会は基本的に地域で1つと入れていた方が良いのではないか。

■第11条について

- ・「まちづくり協議会は主に次に掲げる事業を実施するものとする」とあり、その下に(1)～(9)まであって、それぞれが「関する事業」となっている。各まちづくり協議会が規約を作ったときに、各団体の調整とかそういった大きな目標がある。事業と一辺倒に決めつけるのはどうかと思う。各団体との連携をまちづくり協議会が行うべきではないか。
- ・まちづくり協議会というのは、いろんな組織の連携、調整、コーディネーターの役を果たすということが、この手引きにも書かれている。そこが大変大事なところであり、もう少し見える化を図りたい。単に「事業を実施する」とするのではなく、「連絡、調整」という非常に重要なところを明確に盛り込めないかと思う。

(事務局)

事業実施者という分野のものに対して、まちづくり協議会は主体間をつなぐ活動が主となっているので、連絡、調整といったのものに読み替えるといったことを検討してまいります。